

警察手数料の免除について（例規）

昭和41年4月30日
兵警会例規第26号警察本部長

〔沿革〕 昭和48年4月兵警会例規第16号の1、60年4月第14号、平成元年7月本部訓令第14号、3年4月兵警会例規第10号、12年3月第5号、14年3月本部訓令第5号、19年1月兵警会例規甲第1号、31年3月兵警会例規甲第19号改正

警察手数料免除規程（昭和41年兵庫県公安委員会訓令第3号）が昭和41年5月1日から施行され、警察手数料の全部を免除する者が明確にされたが、同規程第4条の規定に基づき、警察手数料の全部を免除する者の解釈及び範囲を次のとおりとするので今後の取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

第1 道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を免除する者

1 警察手数料の免除に関する規則第2条第1項第1号

(1) 国

国の機関（その出先機関を含む。）をいう。

(2) 地方公共団体

地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体（その出先機関及び当該地方公共団体が経営する地方公営企業を含む。）をいう。

(3) 前記(1)又は(2)に定める国又は地方公共団体には、国又は地方公共団体が行う事業を請け負った事業者は含まない。

2 警察手数料の免除に関する規則第2条第1項第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であること。

3 警察手数料の免除に関する規則第2条第1項第3号に基づき特に認める者

(1) 学校教育を目的とする行為をしようとする者

学校教育とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に基づき設置された学校が行う教育をいう。

(2) 成人教育を目的とする行為をしようとする者

成人教育とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育のうち成人に対して行われる組織的な教育をいう。

(3) 社会福祉を目的とする行為をしようとする者

社会福祉とは、健康で文化的な生活が営まれることであって、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）、社会福祉協議会（同法第109条に規定する市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会並びに同法第110条に規定する都道府県社会福祉協議会をいう。）、日本赤十字社（日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する日本赤十字社をいう。）及び公益財団法人日本ユニセフ協会が行うものであること。

(4) 国又は地方公共団体の事務に対して協力する行為をしようとする者

国又は地方公共団体の事務に対して協力する行為とは、国又は地方公共団体の求めに応じ、これらの事務に無償で協力する行為であり、これを例示するとおおむね次のとおりである。

ア 交通安全運動の普及宣伝を行う行為

イ 防犯、防災、救護等の訓練及び普及宣伝を行う行為

ウ 町の美化運動、騒音防止等の普及宣伝を行う行為

エ 緑化運動の普及宣伝を行う行為

第2 自動車保管場所証明書交付申請手数料、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料を免除する者

警察手数料の免除に関する規則第2条第1項第1号及び第2号に規定する者のみとし、その解釈は前記第1の1及び2の道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を免除する者の場合と同様である。